

(案)

八代市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

熊本県八代市

目 次

1 基本的な事項	4
(1) 八代市の概況	4
(2) 人口及び産業の推移と動向.....	5
(3) 市町村行財政の状況.....	8
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	12
(7) 計画期間.....	12
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	14
(1) 移住・定住の促進	14
(2) 地域間交流の促進	14
(3) 人材育成.....	15
3 産業の振興	17
(1) 農業	17
(2) 林業	18
(3) 水産業	19
(4) 商業	19
(5) 工業	20
(6) 情報通信産業	20
(7) 観光	21
(8) 産業振興促進事項	24
(9) 公共施設等総合管理計画等との整合	24
4 地域における情報化	25
(1) 情報化の推進	25
(2) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
5 交通施設の整備、交通手段の確保.....	26
(1) 交通基盤.....	26
(2) 交通手段.....	27
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
6 生活環境の整備	36
(1) 水道施設.....	36
(2) 生活排水処理施設	36
(3) ごみ処理施設	37

(4) し尿処理施設	37
(5) 消防・防災	37
(6) サービスステーション対策	38
(7) 公共施設等総合管理計画等との整合	40
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	41
(1) 子育て環境の確保	41
(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進	41
(3) 障がい者の保健・福祉の向上及び増進	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
8 医療の確保	43
(1) 医療の確保	43
(2) 公共施設等総合管理計画等との整合	43
9 教育の振興	44
(1) 学校教育	44
(2) 社会教育	44
(3) スポーツ・レクリエーション	45
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	46
10 集落の整備	47
(1) 集落の整備	47
11 地域文化の振興等	49
(1) 地域文化の振興等	49
(2) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
12 再生可能エネルギーの利用の推進	51
(1) 再生可能エネルギーの利用推進	51
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	52
(1) 公用・公共施設の整備	52
(2) 公共施設等総合管理計画等との整合	52
事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	53

1 基本的な事項

(1) 八代市の概況

[本市の概要]

平成17年8月1日、八代市と八代郡内の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村、泉村の1市2町3村が合併し、新しい「八代市」誕生から20年が経過しました。

本市は、熊本市の南約40kmに位置し、市域は東西50km、南北約30kmにわたり、約681km²もの面積を有しています。東は九州山地の脊梁地帯を形成して宮崎県に接し、西は八代海を隔てて天草諸島を臨みます。東の山間地と西の平野部に大別され、全面積の約73%が山間地、約27%が平野部となっています。日本三急流の一つである球磨川の河口に位置する八代平野は、球磨川と氷川などから流下した土砂が堆積してきた扇状地と三角州を基部とした沖積平野、及び藩政時代から行われてきた干拓事業により形成された平野です。

山・川・海そして広大な平野と多様で豊かな自然に恵まれており、球磨川や氷川のもたらす豊富で良質な水の恩恵を受け、い草や米、トマトなど全国有数の農業生産地として、また、製紙や酒造をはじめとした県内有数の工業都市として発展してきました。

交通アクセス面では、昭和55年に九州縦貫自動車道八代インターチェンジ、平成13年には南九州西回り自動車道日奈久インターチェンジが開通し、平成23年3月には九州新幹線が全線開業しました。また、海の玄関口である八代港は、昭和34年に国の重要港湾に選定され、平成11年には韓国・釜山港を結ぶ国際コンテナ定期航路が開設されたことにより、国際貿易が活発に行われています。さらに、平成29年に国際旅客船拠点形成港湾に指定され、令和2年3月に八代港クルーズ拠点であるくまモンポート八代が完成しました。世界最大22万トン級の大型クルーズ船の受け入れも可能となるなど、物流・人流双方の国際拠点として重要な役割を担っています。

[本市における過疎の状況等]

令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）」では、本市東部の山間地に位置する、旧坂本村、旧東陽村、旧泉村の3つの地域がその対象地域となりました。また、令和2年国勢調査結果に基づき、令和4年4月1日付で旧鏡町が新たに追加され、合計4つの地域（以下「一部過疎地域」という。）が対象地域となっています。

一部過疎地域は本市の約77%の面積を占めていますが、林野率は94%にのぼり、人口は市全体の16%程度、地域内の高齢化率は41.1%（令和2年国勢調査時点）となっています。また、昭和55年の人口と比較してみると、減少率は43.7%となっており、市全体の減少率18.2%と比較しても、一部過疎地域における過疎化の進展は著しく、人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下と、生活の維持が困難な集落の増加が懸念されているところです。

このようなことから、一部過疎地域では昭和45年の過疎地域対策緊急措置法施行以来、各地域において振興方針等に基づき、各種計画を策定し、産業の振興や生活環境の整備のほか、交通通信体系の整備などを進めてきました。また、合併後の八代市でも、それぞれの

地域の特性に即した施策を計画的に実施し、継続した過疎対策を推進してきたところですが、依然として一部過疎地域の高齢化や人口流出に歯止めをかけるには至っていない状況です。

そのような中、田園回帰や情報通信等における革新的技術の活用、さらには、サテライトオフィスをはじめとした過疎地域での新たな雇用の場の創出など、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流が全国的に広がりを見せてています。本市でも、このような過疎地域の課題の解決に資する動きを加速させ、これらの地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成や、地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に向けた取組を強力に進めていくことが重要となっています。

また、令和2年7月豪雨により、市内でも特に、過疎地域である坂本町での被害が甚大なものとなりました。そのため、被災者の方々が一日も早く生活を再建し、地域で安心して暮らすことができるよう、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流も取り入れながら、創造的復興のまちづくりに全力を挙げて取り組んでいく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

[人口の推移と動向]

本市の昭和55年以降の人口の推移を見ると、昭和55年の150,389人をピークに減少しており、令和2年には123,067人と、この40年間で18.2%もの人口が減少しています。人口構造については、年少人口（15歳未満）は56.9%の減少、生産年齢人口（15歳～64歳）は35.1%の減少となっていますが、65歳以上の人口比率は、昭和55年には10.7%であったものが、令和2年には34.2%となっており、少子高齢化が一段と進んでいる状況にあります。

これを一部過疎地域でみると、人口は昭和55年には34,311人でしたが、令和2年には19,313人と43.7%もの人口が減少しています。年少人口も70.0%、生産年齢人口についても59.4%もの人口が減少している一方で、65歳以上の人口比率は41.1%と少子高齢化の進展がより顕著に表れており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

人口減少が続く中、世帯数は増加傾向にあり、市内における核家族化も年々進んでいることから、少子高齢化と核家族化の進展、さらには未婚化・晩婚化といったライフスタイルの変容等も相まって、高齢者の単独世帯の増加が懸念されるところです。

今後の人団についても、令和5年12月に公表された国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、令和32年には市全体の人口が86,864人になることが予想されており、少子高齢化の一層の進展による年少・生産年齢人口比率の減少と、老年人口の増加が拡大していくことが予測されています。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

(市全体)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 150,389	人 145,959	% △ 2.9	人 136,886	% △ 6.2	人 127,472	% △ 6.9	人 123,067	% △ 3.5
0歳～14歳	34,065	28,131	△ 17.4	18,876	△ 32.9	15,775	△ 16.4	14,679	△ 6.9
15歳～64歳	100,211	95,834	△ 4.4	82,622	△ 13.8	70,779	△ 14.3	65,046	△ 8.1
うち15歳～29歳(a)	31,118	24,832	△ 20.2	20,629	△ 16.9	16,515	△ 19.9	14,951	△ 9.5
65歳以上(b)	16,101	21,870	35.8	35,137	60.7	40,424	15.0	42,131	4.2
(a)/総数 若年者比率	% 20.7	% 17.0	-	% 15.1	-	% 13.0	-	% 12.1	-
(b)/総数 高齢者比率	10.7	15.0	-	25.7	-	31.7	-	34.2	-

【出典】総務省「国勢調査」

(一部過疎地域)

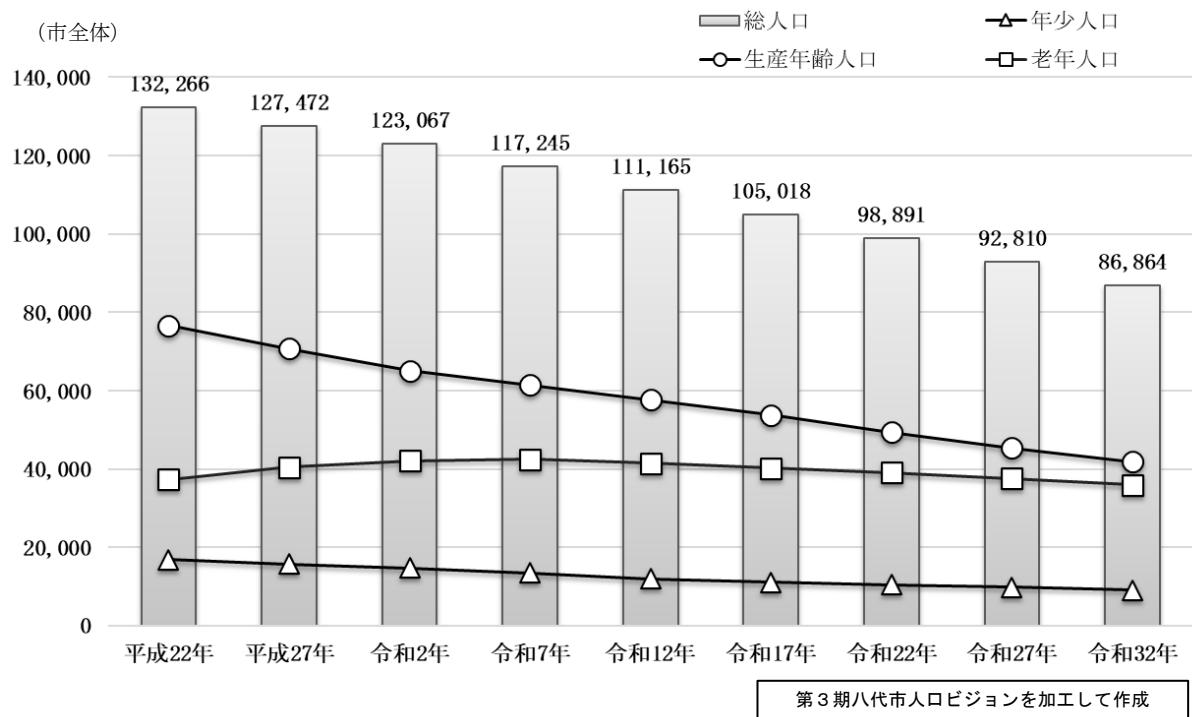
区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 34,311	人 30,731	% △ 10.4	人 26,014	% △ 15.3	人 22,219	% △ 14.6	人 19,313	% △ 13.1
0歳～14歳	6,807	5,263	△ 22.7	3,100	△ 41.1	2,393	△ 22.8	2,045	△ 14.5
15歳～64歳	22,756	19,614	△ 13.8	14,479	△ 26.2	11,344	△ 21.7	9,249	△ 18.5
うち15歳～29歳(a)	6,783	4,685	△ 30.9	3,418	△ 27.0	2,324	△ 32.0	1,816	△ 21.9
65歳以上(b)	4,748	5,853	23.3	8,434	44.1	8,435	0.0	7,934	△ 5.9
(a)/総数 若年者比率	% 19.8	% 15.2	-	% 13.1	-	% 10.5	-	% 9.4	-
(b)/総数 高齢者比率	13.8	19.0	-	32.4	-	38.0	-	41.1	-

表1-1(2) 人口の見通し

(市全体)

区分	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年
総数	人 132,266	人 127,472	人 123,067	人 117,245	人 111,165	人 105,018	人 98,891	人 92,810	人 86,864
(構成比)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
年少人口	16,842	15,775	14,679	13,417	11,985	11,092	10,444	9,818	9,087
(構成比)	(12.7%)	(12.4%)	(11.9%)	(11.4%)	(10.8%)	(10.6%)	(10.6%)	(10.6%)	(10.5%)
生産年齢人口	76,585	70,779	65,046	61,390	57,654	53,776	49,320	45,378	41,858
(構成比)	(57.9%)	(55.5%)	(52.9%)	(52.4%)	(51.9%)	(51.2%)	(49.9%)	(48.9%)	(48.2%)
老人人口	37,378	40,424	42,131	42,438	41,516	40,150	39,127	37,614	35,919
(構成比)	(28.3%)	(31.7%)	(34.2%)	(36.2%)	(37.4%)	(38.2%)	(39.6%)	(40.5%)	(41.4%)

【出典】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」



[産業の推移と動向]

本市の産業構造を産業別就業人口比率でみると、第一次産業の就業人口比率は減少傾向で推移しており、第二次産業の就業人口比率は平成2年までは増加傾向にあったものの、その後、減少傾向に転じています。一方で、第三次産業の就業人口比率は伸びており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。また、就業者数については、人口減少と共に減少傾向で、令和2年の全就業者数は56,898人となっており、15年前の平成17年からの減少率は12.5%となっています。

一部過疎地域においても、産業別就業人口比率の推移については概ね市全体の傾向と一致していますが、就業者数の減少率は特に大きく、令和2年の全就業者数が9,136人で、平成17年からは25.5%の減少と、市全体の約2倍の減少率となっています。

このように、一部過疎地域においては人口減少や担い手不足等が深刻な状況となっており、それらを起因とした地域コミュニティや集落の維持、生活関連サービスの維持・確保等が大きな課題となっています。

表1－1（3）産業別人口の動向（国勢調査）

(市全体) ※分類不能者含む（第一次～第三次比率合計≠100%）第三次比率合計≠100%

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 72,252	人 70,569	% △ 2.3	人 65,043	% △ 7.8	人 59,562	% △ 8.4	人 56,898	% △ 4.5	
第一次産業就業人口比率	% 23.1	% 20.9	—	% 14.5	—	% 14.2	—	% 13.6	—	
第二次産業就業人口比率	% 26.4	% 26.7	—	% 24.7	—	% 22.0	—	% 21.5	—	
第三次産業就業人口比率	% 50.4	% 52.4	—	% 60.2	—	% 63.7	—	% 64.1	—	

(一部過疎地域)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 17,237	人 15,441	% △ 10.4	人 12,256	% △ 20.6	人 10,410	% △ 15.1	人 9,136	% △ 12.2
第一次産業 就業人口比率	% 37.0	% 31.6	-	% 23.1	-	% 22.8	-	% 24.4	-
第二次産業 就業人口比率	% 24.9	% 28.9	-	% 25.8	-	% 22.0	-	% 21.3	-
第三次産業 就業人口比率	% 38.1	% 39.4	-	% 50.8	-	% 54.3	-	% 53.5	-

(3) 市町村行財政の状況

[行政の状況]

近年の急速な少子高齢化の進展や、社会経済情勢の変化、I C T の高度化などに伴って、行政に対する住民のニーズは多岐にわたり、行政需要も増大しています。さらに、令和2年7月豪雨や令和7年8月豪雨からの復旧・復興への対応も求められているところです。

このような状況の中、将来にわたって持続可能な行政運営と質の高い市民サービスの提供を行っていくためには、S D G s や Society5.0 の推進といった新たな時代の潮流への対応も行いながら、事務の効率化や民間活力の活用、市民協働の推進といった行政改革の取組を絶え間なく実践していかなければなりません。本市では、これまで継続的に行財政改革に取り組み、民間委託の推進や職員定員の適正化、事務事業の見直しなどを進め、その成果を挙げてきました。今後もさらに複雑・高度化する行政需要を的確に把握し、限られた行政資源を最大限に活用できるよう、第3次八代市総合計画（計画期間：令和8年度～令和11年度）に基づき、効率的な行政運営に努めていく必要があります。

[財政の状況]

昨今の賃上げや物価高騰等に伴い、個人住民税や地方消費税交付金など一定程度の増加は見込めるものの、令和7年8月豪雨の影響を踏まえると農業所得の減少等により市税全般については大幅な税収増を見込むことは難しい状況となっています。また、公共施設の老朽化に伴う維持管理費や物価高騰等の影響により委託費などの経常経費も増加しており、歳出の増加が市税の伸びを上回ることが予想されます。

しかしながら、喫緊の課題である坂本町の創造的復興と令和7年8月豪雨からの復旧・復興への対応をはじめ、防災・減災対策などについては、計画的かつ着実に推進していく必要があります。それらの財源確保のためにも、行財政改革等を実行し、予期せぬ自然災害等にも対応可能な弾力性のある財政構造を確立して、持続可能な財政運営を行っていくことが重要となっています。

[施設整備等の状況]

これまでの過疎対策事業により、重要な生活基盤である道路や上下水道などの基礎的なインフラ整備を推進した結果、一部過疎地域における整備状況については一定の進捗がみられるものの、地域によっては地理的な状況や度重なる災害等の影響により、未整備となっている施設も数多く残っています。そのため、今後も公共施設等総合管理計画（平成

29年3月策定)との整合を図りながら、計画的な整備を進め、市民の生活水準の維持・向上と、安全・安心で快適な生活を確保していく必要があります。

表1-2(1)市町村財政の状況

(単位:千円)

区分	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	62,190,620	83,462,483	73,638,427
一般財源	35,122,018	35,218,141	38,503,244
国庫支出金	9,598,543	26,506,146	13,520,090
都道府県支出金	4,967,993	6,367,943	6,215,832
地方債	6,581,300	10,223,900	6,116,400
うち過疎対策事業債	238,000	162,200	823,400
その他	5,920,766	5,146,353	9,282,861
歳出総額 B	60,655,121	81,893,421	71,852,943
義務的経費	29,639,094	31,584,775	35,504,145
投資的経費	8,691,668	12,667,153	9,950,519
うち普通建設事業	8,197,126	7,353,584	8,129,361
その他	22,324,359	37,641,493	26,398,279
※Bのうち過疎対策事業費	471,504	271,363	1,789,029
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,535,499	1,569,062	1,785,484
翌年度へ繰越すべき財源 D	89,480	272,765	144,315
実質収支 C-D	1,446,019	1,296,297	1,641,169
財政力指数	0.48	0.51	0.50
公債費負担比率 (%)	16.4	15.2	16.7
実質公債費比率 (%)	11.9	9.4	9.7
起債制限比率 (%)	-	-	-
経常収支比率 (%)	89.1	95.0	93.7
将来負担比率 (%)	64.4	94.7	79.3
地方債現在高	62,033,367	75,515,120	81,134,834

表1－2（2）主要公共施設等の整備状況（市全体）

区分	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末	令和6 年度末
市町村道改良率（%）	39.9	46.1	49.0	50.6	51.9
市町村道舗装率（%）	80.8	85.2	86.6	88.5	89.2
農道延長（m）	158,807	154,694	152,962	150,483	146,977
耕地1ha当たり農道延長（m）	17.7	18.1	18.3	18.4	18.1
林道延長（m）	358,472	462,621	271,618	266,780	268,685
林野1ha当たり林道延長（m）	38.7	46.4	18.9	15.8	14.3
水道普及率（%）	45.3	48.1	50.4	51.3	51.0
水洗化率（%）	49.1	76.4	80.7	85.1	98.1
人口千人当たり病院、診療所の 病床数（床）	0.7	0.7	0.7	0.0	0.0

（4）地域の持続的発展の基本方針

一部過疎地域においては、昭和45年に施行された過疎地域対策緊急措置法以降、4次にわたって制定された特別措置法により、総合的な過疎対策事業に取り組み、生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきました。

しかしながら、過疎地域は経済的基盤が脆弱な上に、著しい人口減少と高齢化の進展、加えて令和2年7月に発生した豪雨災害の影響等により、将来の維持が危ぶまれる集落の発生等、地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたし、生活水準及び生産機能の維持が困難な状況となるなど、極めて深刻な事態となっています。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、国土の保全や都市地域への食糧等の供給といった多面的・公益的機能を有しています。近年では、農地や森林が有する公益的機能の維持増進を図ることを目的とした新たな法律が制定されており、過疎地域の役割や価値の重要性についての認識も高まりつつあります。また、過疎地域への移住者の増加や、情報通信技術を利用した新しい働き方も普及してきており、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流が全国的に広がりを見せつつあります。

このような社会変容を好機と捉え、それらの動きを加速させるとともに、一部過疎地域の自立に向けた持続的発展のため、その実現に向けた施策を総合計画及び総合戦略の基本目標等に準じ、県や近隣市町村との連携を図りながら、総合的かつ計画的に展開していきます。

本市では、令和8年度を始期とする「八代未来づくりビジョン（八代市総合計画）」を策定し、目指すまちの姿である“子どもたちが誇れるまち 八代”の実現に向け、具体的施策をとりまとめた「八代未来づくり総合戦略（地方版総合戦略）」とともに、まちづくりを進めています。

本市の持続的発展のためには、「八代未来づくりビジョン」及び「八代未来づくり総合戦略」に掲げている目標や施策を着実に推進することで、過疎地域を含む市域全体に、その効果を波及させていく必要があります。

また、令和2年7月豪雨で甚大な被害を受けた坂本町においては、「八代市坂本町復興計画」及び「八代市坂本町復興まちづくり計画」に基づき、将来にわたって安全・安心で快適に暮らせるまちづくりに向けた創造的復興を進めていくこととしています。この復興計画と連動し、持続可能なコミュニティの形成や、地域資源を活用したにぎわいの創出など、地域力の向上に力強く取り組みます。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画に基づく一部過疎地域の持続的発展を推進していくため、令和7年4月に策定した「第3期八代市人口ビジョン」で示している2030年（令和12年）の将来展望人口をもとに各地域の目標を定めます。

基本目標	目標年度	坂本地域	鏡地域	東陽地域	泉地域	(参考) 総人口
人口	令和12年度	2,148人	12,959人	1,654人	1,309人	112,100人

※令和6年度末時点の総人口（実績）に対する過疎地域の人口割合を算出し、令和12年度の総人口（推計）に乗じて得た値。

また、本市では、2022（令和4）年5月に、内閣府から「SDGs未来都市」に選定され、2030（令和12）年のあるべき姿である“新たつながりの創出で、「持続可能な人と企業に選ばれるまち」”の実現に向け、SDGsの取組を推進しています。

SDGsの理念は、過疎対策と密接に関連するものであるため、本計画における各施策がSDGsの17のゴールに結びついていることを視覚的に示し、本計画とSDGsのつながりを確認できるようにします。



(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

(5) に示す本計画の基本目標については、毎年度、現状値の把握を行いながら、「八代未来づくりビジョン」及び「八代未来づくり総合戦略」による評価を行います。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本市は、平成17年8月の1市2町3村による合併により、多くの公共施設等を保有することとなりました。そのうち、約7割が建築後30年を経過していることから、近い将来、大規模改修や更新の時期を一斉に迎えることになりますが、税収の伸び悩みと扶助費の増加等により、公共施設等の維持や更新等に必要な財源の確保は、より一層困難なものとなっています。

こうした課題に対応するため、平成29年3月に「八代市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の新たな整備を抑制するとともに、既存施設については、機能の必要性を考慮した上で施設の方向性の検討・見直しを行っています。また、計画的な予防保全等の実施による長寿命化を検討し、併せて効率的な管理運営に努めることとしています。

本計画においても、「八代市公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、同計画に定める以下の基本方針に沿って、今後の過疎対策に必要となる事業を適切に実施していきます。

[八代市公共施設等総合管理計画（基本方針）]

・方針1 公共施設の適正配置と施設総量の縮減

①公共施設（建築物）の新規整備の抑制

新規整備に関しては、老朽施設の建替えを安易に実施することなく、市民の新たなニーズや行政サービス体制の変化を考慮した上で、既存施設の複合化や転用、民間施設の利用等、新規整備に頼らない対応を検討し、新たな施設の取得・建設は原則として行いません。また、さまざまな検討の結果、新規整備となった場合にもニーズや市場性を考慮した規模・機能を持った施設とし、機能が重複する施設の整備は行わないようにします。

既に建設が決定している施設に関しては、それぞれの建設計画に基づき建設を進めますが、完成後の維持管理については、効率的な維持管理とファシリティマネジメントの概念を導入した新たな管理手法を検討し、維持管理費の最適化に努めます。

②既存施設の見直し（複合化、縮減）

利用者が少ない施設や空きスペースが見られる施設については、将来においても有用な施設であるかを地域性や機能性等を考慮した上で、施設機能の移転や施設の統廃合を含めた施設保有のあり方など、施設の現状を評価・検証し、短期もしくは中長期的な視点に基づいて施設の統廃合や複合化の可能性を検討します。そ

の結果、未利用となった施設については、民間への払下・貸付や解体撤去を積極的に行います。

なお、借地上に整備されている施設については、他施設への統廃合や複合化を進めます。

・方針2 公共施設の計画的な予防保全等の実施による長寿命化

ニーズの高い施設等については、長寿命化を図ることでより長く利用できるようにします。長寿命化を図るにあたり、今後のニーズの予想や市場性の調査等、長寿命化を実施するに適當かどうかを検討します。さらに工事の実施にあたっては、財政状況を勘案し、緊急度の高いものから優先順位づけを行い検討します。

・方針3 公共施設等の効率的な管理運営

①維持管理コストの最適化

維持管理コストに関しては、ファシリティマネジメントの概念を導入し、効率的な維持管理に努めます。インフラ施設に関しても、今までどおりの管理手法に頼ることなく新技術の導入やファシリティマネジメントによる管理手法等新たな管理手法を検討していきます。

②民間活力の積極的な活用

資産経営の推進にあたり、官民連携（P P P Public Private Partnership）の考え方を取り入れ、民間活力を導入していくことは、市公共施設の運営維持において有効となる場合があります。今後は、民間活力導入の可能性について民間との意見交換や情報交換を行うサウンディング調査、P F I 法に基づく民間提案制度等、民間事業者からの発案を受け入れる工夫をしながら、この取組を強化し、地域経済や雇用を意識しつつ「民でできることは民で」を基本に民間活力の導入を拡大していくことを進めていきます。

今後、その他の未利用市有財産の市場価値についても調査を進め、民間利活用を促進し財政負担の軽減に留まらず、地域の活性化や雇用の創出等様々な効果を目指します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住の促進

[現況と問題点]

人口減少や少子高齢化等が進展する本市においては、人口の低密度化や生産年齢人口の大幅な減少がもたらす様々な課題に直面しています。特に一部過疎地域においては、日常生活支援機能の低下といった住民生活に関わる課題が生じているところです。

このようなことから、地域力の維持・強化を図るためにには、これまで以上に移住・定住施策を展開し、地域づくりの担い手不足を解消するとともに、地域外の人材の力を地域に取り込んでいくことが重要になっています。

[その対策]

テレワーク等新たな働き方の普及によって、人の流れが変わり地方移住が増加するなど、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流が全国的に広がりを見せていることから、この流れを的確に捉えながら、過疎地域が有する課題の解決と地域の活性化を図っていくための時機に応じた施策を展開することが必要です。そのために、移住・定住に関する施策の充実を図るとともに、本市の魅力や施策等をより分かりやすく情報発信するためのガイドブック等の作成や、市ホームページやSNS等を活用したPR、さらには、オンラインを含めた移住相談会に積極的に参加します。

さらに、令和8年2月に、本市と生活圏を共にする、氷川町及び芦北町との間で、第3期となる「定住自立圏共生ビジョン」を策定しました。今後は、このビジョンに基づき、互いの地域特性を活かした役割分担を行いながら、住民が安心して豊かな暮らしを続けられるよう圏域全体の活性化を目指し、生活機能や地域ネットワーク、圏域マネジメント能力の強化を図り、圏域全体での移住・定住の促進に関する取組を展開します。

加えて、特定地域づくり事業協同組合制度についても導入に向けた検討を進め、必要に応じて近隣市町村との一体的な取組を進めます。

(2) 地域間交流の促進

[現況と問題点]

近年、国民の価値観や生活様式の多様化により、生活環境にゆとりや潤い、快適さを求める声が高まっています。また、余暇活動のスタイルは、交流や体験を伴う滞在型のものへと変化し、農山村の緑豊かな自然の中で余暇を楽しむ動きが増えています。

地域間交流の促進は、自らの地域が持つ風土や歴史に培われた独自性を再認識し、地域の特性を活かすとともに、交流による新しい刺激によって、地域社会の活性化や新たな発想、想像が生まれるものです。

今後も本市の有する自然や歴史、文化を前面に出しながら、市内の平野部をはじめとするさまざまな地域との交流を深めていく必要があります。また、輸送や通信手段の発達により、人・モノ・情報などの交流が増大し、国際的な関係も高まりを見せてています。本市でも、海外との友好都市締結などを活用しながら、スポーツ交流や文化交流などの一層の活発化を図っていくことも必要です。

加えて、交流や滞在だけでなく、ふるさと納税など様々な形で地方との関わりを増や

すことで、地域の課題解決や活性化につなげるため、市町村や関係期間等と連携して関係人口を増やす取組を推進していくことが重要です。

[その対策]

新しい生活様式の実践に配慮しながら、各地域の特色を活かした各種ツーリズムの推進や既存のまつり・イベント等の一層の充実を図るとともに、イベント等の目的意識を明確にし、行政による支援のもと、住民主体による交流活動の展開と地域の魅力増進を図ります。また、本市ホームページや定住自立圏内各市町の広報紙等を通して、各種イベント等の記事を相互掲載するなど、交流人口の拡大と一部過疎地域の魅力発信にも努めます。

(3) 人材育成

[現況と問題点]

人口減少や少子高齢化が急速に進展する過疎地域においては、集落機能の低下と生活の維持が困難な集落の増加が懸念されており、こういった地域の課題解決に取り組む担い手（人材）の確保と人材育成が大きな課題となっています。

このため、産業振興や条件不利性の克服などの様々な取組に際し、地域住民や関係人口の参画を促すこと、とりわけリーダーとなる人材を含め、地域住民等の人材を育成していくことが必要です。

[その対策]

集落支援員や地域おこし協力隊制度等を活用し、地域外の人材を積極的に誘致・活用しながら、集落のきめ細かな状況把握や、地域住民の生活支援などの地域協力活動を推進し、過疎地域の活性化を図ります。これにより、集落支援員や地域おこし協力隊員はもとより、地域住民等の地域課題解決に向けた意識の醸成を促し、持続可能な地域づくりに資する多様な人材の育成につなげます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 〔移住・定住〕	定住促進対策事業 人口減少を抑制するため、移住相談会を通じた情報発信等に取り組み、本市への移住・定住を促進する。 特定地域づくり事業協同組合事業 人口の急減に対処するため、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた支援を行い、移住定住の促進と地域経済の活性化を図る。 集落支援事業 地域住民と行政の協働を図るため、集落支援員を設置し、地域の維持と活性化に必要な施策を推進する。	八代市 八代市 八代市

		<p>地域おこし協力隊事業 地域力の向上を図るため、地域おこし協力隊員を任用し、地域協力活動への従事と当該地域への定住・定着を促す。</p>	八代市
--	--	--	-----



3 産業の振興

(1) 農業

[現況と問題点]

一部過疎地域の大部分を占める山間地においては、水稻をはじめ、茶や果樹、生姜等の栽培が行われていますが、耕地面積は狭く、経営規模も零細で労働生産性が低い状態にあります。

このような現状から、担い手の減少や耕作放棄地の増加等による農地の多面的機能の低下を防ぐため、これまで旧過疎法を活用しながら各種事業を展開してきました。また、中山間地域等直接支払制度等を活用し、農業生産の維持を通じて耕作放棄地の発生に歯止めをかけ、多面的機能の確保に努めてきましたが、中山間地域では担い手の高齢化が著しく、現状のままでは農業生産の維持が困難になります。

一方、平野部は干拓事業により造成された県内有数の農業地帯で、水稻やい草をはじめ、トマト、メロン等の施設園芸や露地野菜等の栽培が行われており、各種補助事業による基盤整備を推進してきました。

また、多面的機能支払制度を活用して、農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮と農地・水路・農道等の維持管理や長寿命化に取り組んできましたが、高齢化、少子化、混住化等に伴う農村の集落機能の低下により、その継続に支障が生じつつあります。

さらに近年のカモ類等の渡り鳥によるブロッコリーやキャベツ等の露地野菜への食害をはじめとした鳥獣被害の増加は、生産者の所得減少や営農意欲の減退等、深刻な影響を及ぼしています。

そのため、一部過疎地域における農地については、有効利用を図る観点からも、引き続き、農道や排水施設等の農業生産基盤整備を推進するとともに、スマート農業技術などの導入により、作業の負担軽減や効率化を図りながら、優良農地を保全していく必要があります。

[その対策]

農産物を供給する農業生産活動はもちろんのこと、それ以外の多面的機能である国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成などが重要であることを改めて認識し、その役割を持続するように努めます。

また、農地や農業用水、その他の農業資源及び担い手の確保により、地域の特性に応じた望ましい農業構造を確立し、農業の生産活動の発展を推進します。

特に、地域の自立に向けた持続的発展のため、次の事項を重点的に取り組みます。

- ア) 農業生産に必要な農地の確保とその有効利用を図るため、地域の特性を活かしつつ、農業用排水施設の機能の維持・更新など農業生産基盤の整備を効率的に推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む担い手への農地の利用集積を促進します。
- イ) 担い手の確保を図るために、地域の担い手の経営改善計画策定に向けた啓発活動や、認定農業者等に対する具体的な支援活動を推進します。
- ウ) スマート農業やデジタル技術を活用して効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成に努め、さらに、地域住民はもとより、U I J ターン希望者の農業への理解と

関心を深めるように努め、魅力ある就農条件の整備を促進し、農業後継者対策に取り組みます。

- エ) 地域の条件を活かした適地適作の原点に返り、耕作放棄地や休耕地を利用しながら、品質を重視した農産物の生産を拡大します。
- オ) 消費者ニーズの把握に努め、安心安全な農産物づくりと地産地消、及び定住自立圏共生ビジョン等に基づいた圏域内における販路拡大を推進し、効率的な生産流通体制の確立を図ります。また、「フードバレーやつしろ基本戦略構想」の推進により、地域の農産物を活かした付加価値の高い加工品づくりやその流通・販売に取り組む6次産業化を支援します。
- カ) 農業及び農村に対する理解と関心を深めるため、体験農園等のグリーンツーリズム等を実施し、都市部と過疎地域の交流や移住を推進します。
- キ) 鳥獣被害については、県や関係機関と連携しながら効果的な被害防止対策を確立するとともに、生産者への被害防止の取組を支援し、農業経営の安定化を図ります。

(2) 林業

[現況と問題点]

森林は、建築材などの生産資源としての活用をはじめ、国土保全や水源の涵養、動植物の生息環境及び大気の浄化機能など、快適な環境を形成する環境資源としても貴重な財産となっています。

近年は、森林資源が伐採に適した時期を迎える、伐採量は増加傾向にありますが、生産基盤の未整備、林業従事者の減少や高齢化などによる労働力不足から、伐採や間伐、造林等の森林の管理が停滞しています。さらに、シカによる食害や剥皮被害など、有害鳥獣被害も拡散・拡大しています。

このような状況の中で、林業振興を図るため、林道や作業道などの生産基盤の整備や担い手の育成など、各種施策を積極的に推進する必要があります。

[その対策]

林道や作業道及び高性能林業機械の導入等の生産基盤の整備、効率的な生産、加工、流通に至る基盤の一体的な整備、担い手の育成に努めます。

また、森林の水源涵養機能や自然環境保全機能などの公益的機能を十分に發揮させるとともに、持続可能な森林利用を図ります。

特に、地域の自立に向けた持続的発展のため、次の事項を重点的に取り組みます。

- ア) 森林の適正な管理や森林資源の循環利用を推進するため、令和2年7月豪雨により被災した林道や山腹崩壊地の早期復旧に努め、経営・管理が行われていない人工林については、森林環境譲与税や森林経営管理制度を活用した適切な森林管理を推進します。また、生産性の向上や作業の効率化、及び安全性確保のため、ドローンの活用や、携帯電話圏外地域における通信網の整備等、最新技術を用いたスマート林業を推進します。
- イ) 担い手の技術向上や経営意欲の醸成を図るとともに、林業への新規就労促進を図るため、U I Jターン希望者に林業への理解と関心を深めてもらえるように努め、後継者間の交流や林業への担い手育成・確保を図ります。

- ウ) 木材の生産については、森林組合等の受委託生産を促進し、生産性の向上を図ります。また、間伐材等の高付加価値化、用途に応じた製品化を進め、流通の合理化を図るとともに、公共建築物等これまで非木造が一般的であった建築物の木造化による木材の需要創出を積極的に推進します。さらに、未利用材についても森林資源の有効活用を図るため、木質バイオマス利用などへの取組を推進します。
- エ) 他産業との連携を図りながら、自然の魅力を活用し、学習の場やレクリエーションエリアとして整備を推進します。
- オ) シカをはじめとする有害鳥獣から森林を守るため、被害防止対策のほか、ＩＣＴを用いた効率的な有害鳥獣捕獲を推進します。また、捕獲した鳥獣の有効活用を図るため、処理加工施設の計画的な整備や精肉・加工された製品の販売確保・拡大に取り組みます。

(3) 水産業

[現況と問題点]

一部過疎地域における水産業は、近年、漁場環境の悪化により水産資源が減少し、漁業経営は厳しい状況にあります。

内水面漁業では、生活排水等の影響を起因とする河川環境の変化により、魚類の自然遡上や自然繁殖が減少しています。また、漁業従事者の高齢化に伴い水揚げ量も減少しており、漁業収入のみでは生計を営むことができない状況です。

そのような中、当該地域内では、荒瀬ダムの撤去に伴う河川環境の変化と令和2年7月豪雨による河床状況の変化を考慮しつつ、漁協が行う稚魚の継続的な放流を支援し、漁業従事者の所得向上を図る必要があります。

また、海面漁業では、海域環境の変化を含む複合的な要因によりアサリ等の漁獲量が減少していることから、早急に水産資源の回復を図る必要があります。加えて市管理漁港の中には整備後60年以上が経過し、老朽化が進行している施設があることから、機能保全を図る必要があります。

[その対策]

漁場の環境悪化への対応策として、漁業従事者による漁場の清掃活動を支援し、漁場環境の保全に努めます。

併せて、内水面漁協と連携してアユ・ヤマメ等の放流に努めます。特に、ヤマメについては本市のやまめ中間育成施設を活用し、継続的な種苗放流を行い、渓流釣り客を中心に観光客の増加を目指すとともに、漁業の安定化を図ります。

また、海面漁業については、漁場環境・生態系保全を目的とした水産多面的機能発揮対策事業に取り組む活動組織を支援し、平成20年をピークに著しく漁獲量が減少しているアサリ等の水産資源の早期回復に努めます。

併せて老朽化が進む市管理漁港については、計画的に補修工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(4) 商業

[現況と問題点]

一部過疎地域では兼業化した小規模な商店が点在している状況であり、限定客による習慣購買で消費人口も限られています。また、商店数は、郊外への大型店の進出の影響

や過疎地域における人口減少、消費者ニーズの高度化・多様化とともに、経営者の高齢化や後継者不足も進展していることから、年々減少傾向にあります。

その一方で、多様な働き方やデジタル技術の活用等によって地方での生活や働き方も見直されており、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流も広がりを見せていることから、今後はテレワークや多拠点居住等に対応できる環境の整備を進めていく必要があります。

[その対策]

過疎地域固有の地域資源を活かした産業振興や、商工会や地域の産業と連携した事業承継に取り組むことで、持続可能な地域経済活動の実現を支援します。

また、テレワークや多拠点居住者等を受け入れていくための環境整備として、ワーケーションやサテライトオフィスに利用できる施設の整備に努めます。

(5) 工業

[現況と問題点]

雇用の場の拡充を目的に、これまで一部過疎地域での企業誘致を積極的に行ってきましたが、山間部が多いという地理的条件により、工場用地の確保が容易ではないことから、新規に進出する事業所等は極めて少ない状況にあります。また、現在、建設関係企業やその他の零細企業はあるものの、地域外への若年層の人口が流出し、労働力不足が生じている状況にあります。

[その対策]

一部過疎地域の環境・立地条件に適応する企業の誘致や、農林水産物の生産拠点でもある一部過疎地域の潜在的可能性を活かせる食品関連産業等の誘致に努めます。また、定住自立圏内において、誘致した企業と連携して地域課題の解決に取り組み、産業の活性化等につなげるとともに、農商工連携や6次産業化も視野に、企業への異業種交流などを支援し、産業間の連携を図りながら魅力ある企業づくりを促進します。

(6) 情報通信産業

[現況と問題点]

本市では、令和5年3月に光ブロードバンド整備事業が完了し、市内全域で超高速インターネットサービスの提供が可能となったものの、オフィスとして利用できる建物がない、雇用する人材がいないなどの問題から、過疎地域における情報通信産業の立地が進んでいない状況です。

そのため、廃校等を活用したサテライトオフィスなどの整備や企業誘致と合わせ、誘致企業の社員の移住を視野に、誘致活動を展開する必要があります。

[その対策]

現状では、過疎地域ならではの課題に直面している一方で、将来的には情報通信産業は地域の活性化に大きな役割を果たす可能性を秘めています。地理的制約を受けにくいIT関連企業等をターゲットに補助制度を活かしながら、都市部と過疎地、双方のメリッ

トを融合させたハイブリッド拠点としての価値を訴求していきます。また、地元の強みである農林水産や伝統産業、観光など既存地域資源と情報通信産業の強みである ICT を融合させたビジネス（スマート農業、観光 DX 地域コンテンツ制作など）の支援に取り組んでいきます。

（7）観光

[現況と問題点]

一部過疎地域においては、坂本温泉センター球麗温（クレオン）や東陽交流センターせせらぎなどの温泉施設のほか、八竜天文台や石匠館、緒方家等古民家、日本遺産に認定された「八代を創造（たがや）した石工たちの軌跡」のストーリーでも語られる、樋門群や石橋、棚田などの豊富な観光資源があります。また、九州中央山地国定公園や五木・五家荘県立自然公園等の豊かな自然を擁し、市内外から多くの観光客を引きつける魅力があります。

近年の観光は、「見る」観光から、「体験」や「交流」に基軸を置いた新たな観光資源の開発が不可欠となっています。また、人口減少や少子高齢化が進展する中において、「観光」は宿泊・飲食・観光施設や交通機関のみならず、農林水産業やサービス産業等幅広い分野に関わる総合産業であり、交流や雇用を創出する「地方創生」の推進力として期待されるものです。

このような状況の中で、各地域の魅力を磨き上げ、個性的で多様な地域資源を活かした体験型・滞在型の観光を推進するとともに、観光客受け入れのための観光ガイド組織の育成支援や、地域内回遊のための交通アクセスの充実を推進する必要があります。

また、同時にインターネットやアンテナショップの展開による魅力発信などの誘客宣传活动を推進する必要があります。

[その対策]

一部過疎地域が有する観光資源を開発・保護・活用し、本市のイメージにふさわしい魅力ある観光地づくりや、時代に対応した観光地づくりを推進します。また、体験型・滞在型の観光の開発、農村・森林等を活用した各種ツーリズムや地域の特色を活かしたイベントづくり、PR活動や観光ボランティア等の育成及び観光協会等の組織強化に努め、国内外からの誘客を促進するなど、観光振興に取り組み、一部過疎地域を含めた交流人口の拡大と地域経済の発展を目指します。

さらに、交通網やサインの整備、広域的観光ルートの開発、宿泊施設といった受入体制の整備と各施設の運営管理体制の充実を図ります。

加えて、定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域内の観光情報等を共有し、体験型プログラムや圏域内での周遊観光ルートを開発するなど、観光ネットワークの連携・強化も図っていきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2 産業の振興	(1)基盤整備 [農業]	団体営農業農村整備事業 国営農業農村整備事業（負担金） 県営農業農村整備事業（負担金） 多面的機能支払交付金事業	八代市 国 熊本県 八代市
	[林業]	八代市農作物有害鳥獣防護柵設置事業 森林作業道等基盤整備事業（開設・改良等） 森林整備補助（植付・間伐・下刈等） 単県治山事業 市有林素材生産業務委託 くまもとの森林利活用最大化事業	八代市 林業事業体及び熊本県林業公社 八代森林組合 八代市 八代市 八代森林組合
	[水産業]	木の駅プロジェクト 鏡港泊地浚渫 五家荘やまめ中間育成施設改修	八代市木の駅プロジェクト実行委員会 八代市 八代市
	(2)漁港施設	大鞘漁港機能保全工事	八代市
	(5)企業誘致	遊休市有施設改修工事（サテライトオフィス等対応）	八代市
	(9)観光又はレクリエーション	さかもと温泉センター整備事業 道の駅坂本等整備事業 鏡ヶ池公園護岸改修 宝出児童公園施設改修 西部公園施設改修 東陽交流センター「せせらぎ」「菜摘館」整備事業 東陽石匠館施設整備事業 樅木吊橋改修 梅ノ木轟公園吊橋改修	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市

	せんだん轟吊橋改修	八代市
	ふれあいセンターいづみ整備事業	八代市
	渓流キャンプ場バンガロー塗装工事	八代市
	農産物加工施設設整備事業	八代市
	坂本憩いの家施設整備事業	八代市
	梅ノ木轟公衆トイレ改修工事	八代市
	平家の里公衆トイレ改修工事	八代市
	二本杉広場トイレ改修工事	八代市
	左座家駐車場トイレ改修工事	八代市
	左座家駐車場修繕工事	八代市
	緒方家駐車場トイレ改修工事	八代市
	渓流キャンプ場トイレ改修工事	八代市
	五家荘自然塾トイレ改修工事	八代市
	久連子古代の里トイレ改修工事	八代市
	樅木吊橋（とのした側）トイレ改修工事	八代市
	樅木吊橋（久保邸側）トイレ改修工事	八代市
(10)過疎地域持続的発展特別事業 〔観光〕	坂本ふるさとまつり事業 特產品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特產品等の消費拡大を図る。	八代市
	さかもと温泉センター管理運営事業 温泉や地域食材の提供等を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市
	ふる郷愛鏡祭事業 特產品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特產品等の消費拡大を図る。	八代市
	東陽しようが祭事業 特產品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特產品等の消費拡大を図る。	八代市
	東陽交流センター「せせらぎ」「菜摘館」管理運営事業 温泉や農林産物の販売等を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市

	<p>平家いづみお茶まつり事業 特産品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特産品等の消費拡大を図る。</p> <p>ふれあいセンターいづみ及び農林産物流通加工施設管理運営事業 特産品の展示及び販売を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。</p> <p>五家荘観光施設管理運営事業 観光施設の適切な管理を通して、観光客の誘客を促進し、観光振興を図る。</p> <p>吊橋点検業務委託 観光資源の定期的なメンテナンスを実施し、安全性を確保するとともに、計画的な維持管理や更新を行うことを目的に実施する。</p> <p>[その他]</p> <p>中山間地域等直接支払交付金事業 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それによる支援を行います。</p>	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市
--	--	---------------------------------

（8）産業振興促進事項

①産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
坂本町、鏡町、東陽町、泉町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31日	

当該区域及び業種において「八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」等の要件を満たす設備を取得等した場合は、新たに課税されることとなった年度から3年間、固定資産税を課税免除します。

②当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」に掲げる（1）～（7）の業種の「その対策」及び「計画」のとおり。

③他市町村との連携

産業振興を促進するに当たっては、定住自立圏内の各市町をはじめ、近隣自治体と連携を図りながら進めています。

（9）公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

4 地域における情報化

(1) 情報化の推進

[現況と問題点]

本市では、若年層の都市部への流出や超高齢化社会の進展により、労働力不足や過疎地域における限界集落への懸念が高まっています。また、それらに起因する課題の解決や多様化・複雑化する市民ニーズに対応した行政サービスを提供するには、行政の更なる効率化と機能転換が求められているところです。

さらに、令和3年5月19日に公布された「デジタル改革関連法」により、流通するデータの多様化・大容量化が進展し、少子高齢化や自然災害などの社会的課題解決のためのデータ活用が急務とされています。

このような中、本市ではこれまで、情報格差の解消を目的とした携帯電話サービスエリアの拡大や光ブロードバンドの整備に取り組んできました。しかしながら、過疎地域における情報ネットワークとして大きな役割を果たしているケーブルテレビ施設の老朽化が顕著であり、また、耐災害性の強化が求められていることから、計画的に基盤整備に取り組んでいく必要があります。

[その対策]

I C T をはじめとする先端技術を市民生活のあらゆる面で活用し、本市が抱える地域課題の解決とサービスの効率化や高度化を図ります。

また、テレビ放送難視聴対策として実施しているケーブルテレビ事業について、安定的なサービスを提供するため、民間放送事業者が提供する新放送サービスに計画的に移行します。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
3 地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 [その他の情報化のための施設]	難視聴地域テレビ放送設備構築事業	八代市
	(2)過疎地域持続的発展特別事業 [情報化]	デジタル化推進事業(デジタルデバイド対策) デジタル機器の使い方に関する講習会等の開催の取組を進め、I C T を利用できる人とそうでない人の間にもたらされる情報格差の解消を図る。	八代市及び通信事業者

(2) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通基盤

[現況と問題点]

ア 国道等

一部過疎地域を通過する一般国道は、219号、443号、445号の3路線あります。球磨川沿いにある一般国道219号では、昨年7月の豪雨災害により土砂流入や路体流出などの甚大な被害が発生したため、現在、国の権限代行により災害復旧事業が鋭意進められています。また、豪雨災害時には、九州縦貫自動車道の坂本パーキングエリアに設置された臨時の出入口は、地域の復旧に大きな役割を果たしました。今後は、一日も早い生活再建と創造的復興に向け、本格的な災害復旧を迅速かつ効率的に進めていくとともに、再度の災害を防止するため、安全性や強靭性、リダンダンシーの確保を図っていく必要があります。

イ 県道

一部過疎地域を通過する県道は、主要地方道の6路線と一般県道9路線がありますが、幹線的役割を果たす路線の早期改良と計画的整備が課題となっています。山間部を通る路線については、急こう配や狭幅員等危険箇所も多く、更なる道路整備と道路施設の適正な維持管理が必要となっています。

ウ 市道

国・県道を基幹として市内の集落間を有機的に結んでいる市道は、住民にとって大変重要な道路です。しかし、一部過疎地域では地理的な状況や度重なる災害等の影響により、未整備となっている施設も数多く残っており、自動車交通不能道路や幅員狭隘の路線も多く、道路整備の一層の充実が求められています。

また、当該地域の市道については、点在する集落間を結ぶ数少ない生活路線であり、災害時における孤立を避けるためにも、豪雨災害の経験を教訓とし、リダンダンシーの確保を目的とした道路網の整備と適正な維持管理が重要となっています。

エ 林道

林道は、森林資源の有効活用のほか、一部過疎地域においては生活道路の用も供していることから、国・県等の各種制度事業を有効に活用し、幹線となる林道の整備を軸に支線林道、作業道の整備を進め、林道密度を高める必要があります。

また、既存の林道は地形上、急こう配や急カーブの箇所が多く、未舗装部分における降雨後の路面状況の悪化も生じることから、舗装や改良等を計画的に進める必要があります。

オ 農道

農道は、農業の生産基盤上、重要な役割を果たすとともに、国・県道や市道と連絡し、地域の道路網を形成しており、地域の多目的利用にも寄与しています。一部過疎地域では、ほ場整備事業等により一部の整備は完了していますが、一区画の面積が小さい山間部の急坂地帯では、車両等が侵入できる農道の開設が遅れています。

[その対策]

ア 国道等

豪雨災害からの早期復旧と創造的復興を最優先に、国の直轄代行による災害復旧事業を促進し、早期の全線復旧に向けた取組を進めるとともに、坂本パーキングエリアを利用した高速道路とのアクセス確保に取り組んでいきます。また、山間部の未改良区間や歩道未設置区間等についても、引き続き、国・県と連携を図りながら、早急な改良促進等を推進していきます。

イ 県道

主要地方道及び一般県道についても、未開通区間や車両通行不能区間があることから、今後とも国・県と連携し、早期の改良促進等を図ります。

ウ 市道

一部過疎地域の地形的条件を踏まえて、生活・活動基盤の地域格差解消に向け、整備が遅滞している急傾斜地域の集落における市道整備を重点的に行います。また、集落間及び集落内の路線整備等を推進し、住民の日常生活における利便性の向上と、産業振興や観光開発等に向けた条件整備を計画的に進めています。さらに、集落間を結ぶ林道等を活用した生活道路網の整備を促進するとともに、道路機能を維持するための適正な維持補修を行います。

エ 林道

林道は、森林資源の有効活用のほか、国・県道、市道と連絡して路網を形成しています。各種の制度事業により、開設、改良及び舗装を施工し、幹線としての機能を充実させていきます。また、これと併せて、林道支線としての作業道整備を図り、県・市道と有機的に連携しながら、災害時の迂回路を見据えた林道網の整備を計画的に推進します。

オ 農道

ほ場整備事業を実施した地区の農道整備は完了していることから、今後は地域の実情に合わせた舗装等の整備を進めます。また、農道は、農業生産に重要な役割を果たすとともに、国・県道、市道と連絡して地域の道路網を形成し、多目的利用にも寄与していることを重視し、投資効果の高いものから、順次整備を行っていきます。

(2) 交通手段

[現況と問題点]

一部過疎地域においては、公共交通機関としてJR鹿児島本線、JR肥薩線と5つのバス路線、16の乗合タクシーラインがあります。地域住民の身近な交通手段として、日常生活における買い物や通院・通学などに利用されています。しかしながら、人口減少や自家用車の普及等により利用者も年々減少しており、また、その維持に係る財政負担も増加していることから、今後は、公共交通における効率性と利便性を両輪として、公共交通体系の持続可能性を高めるための取組を進めていく必要があります。

また、一部過疎地域の周辺においては、肥薩おれんじ鉄道が運行されており、沿線には、高校や高等専門学校のほか、情緒のある温泉街が広がるなど、地域住民のみならず観光客にも利用される公共交通機関となっています。しかしながら、一部過疎地域を含

めた周辺地域との交通アクセスに課題があり、広域的な観光振興の観点も含めた利用促進を検討していく必要があります。

加えて、令和2年7月豪雨災害により被災したJR肥薩線においては、八代～吉松間で未だ運休が続いているものの、八代～人吉間については2033年度の鉄道での復旧で最終合意に至ったため、運行再開に向け、取組を進めていく必要があります。

[その対策]

公共交通の充実したまちづくりを推進していくことを目的に策定した八代市地域公共交通計画（令和8年3月策定）に基づき、地域住民の日常生活を支える公共交通サービスを確保するため、一部過疎地域における乗合タクシーの運行を維持し、地域生活拠点までのアクセスを確保していくとともに、地域の移動特性に応じて、従来型にこだわらない柔軟な公共交通の導入に向けた検討を進めるなど、地域住民の利便性の向上を図るための取組を進めています。加えて、肥薩おれんじ鉄道については、沿線にある観光資源の魅力を発信することで、鉄道を利用した誘客を図るとともに、観光を軸とした広域的な交流人口の拡大につなげるために、一部過疎地域と結ぶ二次交通の充実など鉄道との接続強化による利便性の向上、利用促進に取り組んでいきます。

また、JR肥薩線については、八代～人吉間の2033年度の運行再開に向け、熊本県及び沿線市町村、JR九州等の関係団体と一丸となって、「JR肥薩線復興アクションプラン」を推進していきます。

さらに、定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域市町での公共交通の維持に努め、利用者の利便性の確保を図っていきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 [道路]	木々子・板ノ平線測量改良舗装 合志野・渋利線測量改良舗装 合志野・中鶴線測量改良舗装 横石・小川線改良舗装 下鎌瀬・上鎌瀬線測量改良舗装 下代瀬・木々子線測量改良舗装	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市

	日光・辻線測量改良舗装	八代市
	坂本・小崎線測量改良舗装	八代市
	早水・日光線測量改良舗装	八代市
	鎌瀬線測量改良舗装	八代市
	温泉センター線測量舗装	八代市
	女原・上鶴線測量改良	八代市
	西区11号線改良	八代市
	碓原西1号線改良	八代市
	江向2号線改良	八代市
	中島5号線改良	八代市
	内田江向西区線測量改良舗装	八代市
	江向貝洲二軒屋線測量改良舗装	八代市
	有佐貝洲大江湖線測量改良舗装	八代市
	下村1号線測量改良舗装	八代市
	入植地3号線舗装	八代市
	下有佐旧県道線調査補償改良	八代市
	内田鯨鱣線測量改良舗装	八代市
	貝洲塩浜1号線測量改良舗装	八代市
	新開箱石線道路舗装・局部改良	八代市
	久木野座連線道路舗装	八代市
	鶴美生線道路改良	八代市
	西原琵琶古閑線道路改良	八代市
	差野園谷線道路改良舗装	八代市
	黒渕の本線道路舗装	八代市
	差野団地線道路舗装	八代市
	畠中黒渕線道路舗装	八代市
	鹿路線道路舗装	八代市
	相原村中線道路舗装	八代市

	久木野帰り坂線道路改良	八代市
	栗林団地1～8号線（8路線）道路舗装	八代市
	美生小原線道路改良	八代市
	森下平野線安全施設整備	八代市
	西原川平線安全施設整備	八代市
	口ノ上小崎線道路改良	八代市
	畠中差野2号道路改良	八代市
	大通線道路舗装	八代市
	五反田西山線舗装	八代市
	西原川平線舗装	八代市
	森下平野線舗装	八代市
	森下村中線改良舗装	八代市
	黒渕線改良舗装	八代市
	箱石池ノ原線改良舗装	八代市
	鶴箱石線改良舗装	八代市
	五反田差野線改良舗装	八代市
	鶴下蓼原線改良舗装	八代市
	帰り坂鶴木場線改良舗装	八代市
	館原内の木場線改良舗装	八代市
	差野原線改良舗装	八代市
	杉ノ本線改良舗装	八代市
	桂原・野添線改良	八代市
	糸原線舗装	八代市
	上の門・打越線改良	八代市
	野添・日当線舗装	八代市
	西の岩線舗装・改良	八代市
	日当・矢山線舗装	八代市
	平線舗装	八代市

	本屋敷線舗装	八代市
	横手・坂本線舗装	八代市
	広平線舗装・改良	八代市
	八八重・四方田線舗装	八代市
	朴の木線舗装・改良	八代市
	二合・腰越線舗装	八代市
	矢山線舗装・改良	八代市
	岩奥・堂線舗装	八代市
	五家荘・椎葉線舗装	八代市
	乙川線舗装・改良	八代市
	下屋敷・樅木線舗装・改良	八代市
	南川内線改良	八代市
	一ツ氏線改良	八代市
	泉・小川線舗装	八代市
	塩平線改良	八代市
	宮の崎線舗装・改良	八代市
	打越・糸原線舗装・改良	八代市
	打越・山王線舗装・改良	八代市
	上积迦院線舗装・改良	八代市
	横手・积迦院線舗装	八代市
	松本用地線測量改良舗装	八代市
	野崎支線 1 6 号線舗装	八代市
	高月水分線改良舗装	八代市
	温泉センター線改良	八代市
	枳ノ俣線測量改良舗装	八代市
	冰川高校前線舗装	八代市
	西区 1 1 号線測量舗装改良工事	八代市
	市ノ俣線測量舗装改良工事	八代市

	坂本中学校線測量舗装改良工事	八代市
	大力線測量舗装改良工事	八代市
	竜西支線 8 4 号線測量舗装改良工事	八代市
	碓原塩浜線測量舗装改良工事	八代市
	駅前小路線測量舗装改良工事	八代市
	今泉・袈裟堂線測量改良舗装	八代市
	下深水・板ノ平線測量改良舗装	八代市
	八竜山線測量改良舗装	八代市
	宮下稻雲線舗装	八代市
	平島村中線改良	八代市
	野崎支線 3 号線測量改良	八代市
	津口四丁間線舗装	八代市
	宝出住還通線舗装	八代市
	有佐幹線水路管理線舗装	八代市
	津口 3 番割 1 号線舗装	八代市
	新川通学路線舗装	八代市
	樅木～石飛線舗装・改良	八代市
	福根～葉木線舗装・改良	八代市
	久連子～待切線舗装	八代市
	尾の上～竹の迫線・改良	八代市
	尾園線改良	八代市
	白岩戸線改良	八代市
	糸原～屋敷線	八代市
	落合～糸原線改良・舗装	八代市
	日当線改良	八代市
	五家線改良	八代市
	攻線舗装・改良	八代市
	西の岩～谷内線舗装・改良	八代市

	水梨～福根線舗装・改良	八代市
	深山線舗装・改良	八代市
[その他]	大平隧道（稻入・石坂線）補修	八代市
(2)農道	鏡町管内農道改良舗装	八代市
	東陽町管内農道改良舗装	八代市
	泉町管内農道改良舗装	八代市
	久多良木第5号線橋梁新設・改築	八代市
(3)林道	深水線舗装	八代市
	木々子日光線舗装	八代市
	破木寺前瀬線舗装	八代市
	山口小川内線舗装	八代市
	鶴平線舗装	八代市
	板持陣之内線舗装	八代市
	板持瀬戸石線改良	八代市
	小木場線改良	八代市
	南川内線改良	八代市
	水無線改良	八代市
	花の尾線改良	八代市
	白谷線改良	八代市
	池の原走水線開設	熊本県
	鶴喰大門瀬線舗装	八代市
	木々子走水線舗装	八代市
	馬廻板ノ平線開設	八代市
	登俣川原谷線開設	八代市
	油谷大門線開設	八代市
	仁田尾座連線改良	八代市
	観音線改良	八代市
	日添線改良	八代市

	泉葉木線改良	八代市
	樅木線改良	八代市
	福根線改良	八代市
	林道維持工事全線	八代市
	市ノ俣支線舗装	八代市
	南川内線舗装	八代市
	福根線舗装	八代市
	渋利瀬高線舗装	八代市
	二本杉葉木線開設	熊本県
	泉葉木線舗装	八代市
	杉ノ元線舗装	八代市
	袈裟堂深水線改良	八代市
	坂本山江線改良	八代市
	市ノ俣線橋梁改良	八代市
	登俣線橋梁改良	八代市
	南川内線橋梁改良	八代市
	白谷線橋梁改良	八代市
	水無線橋梁改良	八代市
	深水線改良	八代市
	岩奥南川内線改良	八代市
	鶴喰大門瀬線改良	八代市
	馬廻走水線開設	八代市
(9)過疎地域持続的 発展特別事業 [公共交通、交 通施設維持等]	乗合タクシー運行事業補助 <p>市民の交通手段を確保し、日常生活における利便性の向上を図るため、乗合タクシーを運行する事業者に対し経費の一部を補助する。</p>	八代市
	自家用有償旅客運送事業 <p>地域住民の移動手段を確保するため、有償で運送を行う地域団体等に対し、経費の一部を補助する。</p>	八代市

		<p>肥薩おれんじ鉄道運行支援等対策事業 安全で安定的な輸送継続、及び利用者の利便確保のため、鉄道施設の整備・維持や沿線地域における利用促進などを行うもの。</p> <p>[その他]</p> <p>坂本スマートＩＣ設置検討調査事業 高速道路への交通アクセスの確保と地域の強靭性確保のため、スマートＩＣ設置に向けた調査を実施するもの。</p>	八代市
--	--	--	-----

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

また、道路については舗装修繕計画を策定し、計画的な維持管理を行っていくとともに、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に沿って計画的な管理を行っていきます。

6 生活環境の整備

(1) 水道施設

[現況と問題点]

一部過疎地域では、平坦部や山間部の集落が形成された地域の一部には上水道が整備されていますが、人口密度が低く住家が点在しているところが多いいため、水道の広域化による生活用水の確保は極めて困難な状況にあります。そのため、1～2集落を単位とした小規模な簡易水道や飲料水供給施設によって、水の供給がなされています。

これらの施設については、その多くが昭和30年代から40年代に整備されていることから、老朽化が著しく、適正な水質管理や安全で安心な水の安定供給が困難な状況となっています。

今後は、維持管理の簡便化を含め、老朽管の更新等、施設の改良を計画的に実施し、水質と有収率の向上を図りながら、経営の健全化に向けた取組を進めていく必要があります。

[その対策]

水需要に対処するため、水量の確保と水質の向上を図り、水の安定供給と上水道の普及促進に努めます。また、水利用については、節水及び再利用を推進するとともに、合理的な水道整備と給水収益の向上を図り、安定した事業運営を推進します。

広域水道施設の整備が困難な地域においては、簡易水道事業の普及に努め、施設の老朽化等改良を必要とする施設については、今後も国の補助等を活用し、年次計画により積極的に改良を進めるとともに、施設の統合等による維持管理費等の軽減を図ります。加えて、その他の飲料水供給施設については、より安全で安心な飲料水を確保するため、地区住民と協力して簡易水道の普及に努めています。

(2) 生活排水処理施設

[現況と問題点]

一部過疎地域のうち、鏡地域では公共下水道の未普及地域があり、現在整備を進めているところです。快適な生活環境の確保のためには下水道普及率の向上が求められます。

また、東陽・泉地域では農業集落排水事業が完了しており、当該事業整備区域外及び坂本地域においては、浄化槽等の設置が必要となっています。

山間部においては、集落が点在し、家屋も分散していることから、公共下水道の整備は困難であり、生活様式の多様化から、河川の水質汚濁が見受けられるようになりました。

これは、生活排水が未処理のまま河川等に流されているためであり、こうした状況が長く続ければ、自然環境はもちろん、地域住民の生活環境への影響も懸念されます。

[その対策]

地域住民の生活の快適性を向上させるとともに、環境保全を図るため、下水道事業や浄化槽設置整備事業等を地域の実情に合わせて推進します。

また、市民の環境に対する意識を醸成し、環境保全行動の促進を図るため、関係団体等と連携しながら、河川での自然観察会や環境学習会などを開催します。

(3) ごみ処理施設

[現況と問題点]

市内の家庭等から排出される一般廃棄物（ごみ）については、平成30年7月から市が設置するエコエイトやつしろ（八代市環境センター）において、燃えるごみの焼却と再使用や再資源化のための資源物の選別、梱包等の中間処理を行っています。

中間処理後の焼却灰については、県外の民間施設でセメント原料として再利用していますが、ガラス陶磁器については、市が残余量のある最終処分場を有していないことから、県内の民間最終処分場へ埋立処理を委託しています。

しかし、この委託している最終処分場の残余量にも限りがあり、長期間の受け入れの見通しが立たないこと、及び一般廃棄物は市町村区域内での処理が原則となっていることなどから、市域内での代替地の確保と整備について検討する必要があります。

また、現在は市民の協力により行っている資源分別とその収集について、今後の過疎高齢化の社会では継続が困難となる地域も予想されます。

[その対策]

最終処分場の整備については、八代市ごみ問題等対策検討会からの提言等を踏まえて検討を進めます。

また、資源分別については各種リサイクル法を遵守しつつ、必要に応じて簡素化、簡略化による収集体制等の対策を図ります。

(4) し尿処理施設

[現況と問題点]

本市のし尿処理については、市が設置する八代市浄化槽汚泥処理施設と、八代生活環境事務組合が設置する衛生センターの計2施設で処理しています。施設で処理するし尿処理量は、公共下水道の普及と山間部での人口減少により、年々減少しています。このことにより、各施設のし尿処理能力に余剰が生じ、また施設の老朽化も加わり施設の維持管理経費が増大していることから、施設の更新や統廃合など、施設の効率化を図っていく必要があります。

[その対策]

し尿及び浄化槽汚泥処理施設については、人口の動向や下水道計画との整合性を図りながら、最も効果的な手法での施設整備について検討するとともに、それぞれの施設から発生する処理汚泥等について、可能な限り有効利用を図ります。

(5) 消防・防災

[現況と問題点]

本市の消防体制は、八代広域行政事務組合による常備消防と、各地区の消防団による

非常備消防によって構成されています。近年、全国的に多発する地震や局地的豪雨などの大規模自然災害が懸念される中、本市においても平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨による被害が発生しており、複雑多様化する災害や火災等に対し、迅速かつ的確に対処するため、関係機関との連携や消防力等の更なる強化が求められています。

消防団においては、老朽化した消防水利施設や消防車両等の整備や更新と併せて、人口減少や高齢化の進展、就業形態の多様化等による団員の減少が大きな課題となっていることから、団員の確保に向けた取組を進めていく必要があります。

また、防災体制については、山間部等の一部過疎地域では高齢化による避難行動要支援者の増加や、地理的要因による危険個所も多いことから、市民の防災意識の醸成や情報伝達手段の確保、地盤災害の防止対策等を推進し、災害に強いまちづくりに向けた取組を引き続き進めていく必要があります。さらに、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨では道路の寸断、通信の断絶等により孤立集落が多数発生し、身近な場所での避難場所の確保も課題となったことから、災害や地域特性に応じた避難所及び避難所運営体制の構築に向けた取組を進めていく必要があります。

[その対策]

市民が安心して暮らせる安全な生活環境の形成のため、常備消防と非常備消防の連携を深めるとともに、各種広報や市内事業者への働きかけを通じた消防団員の確保、消防設備や資材等の計画的な整備・更新等を進め、消防力の充実・高度化を図っていきます。

防災においては、国や県との連携・協働のもと、土砂災害防止のための山林の保全や砂防施設等の整備促進並びに治水対策を推進していきます。また、災害時における防災情報や避難情報の迅速な伝達を図るため、高度情報化に対応した防災行政情報通信システムの充実・整備にも取り組んでいきます。さらに、自助・共助の精神に基づく自発的な防災活動の促進と自主防災組織の育成強化にも取り組み、災害発生時の初期活動や後方支援の確立などを含めた地域防災力の向上を図ります。

加えて、地域防災計画及び国土強靭化地域計画に基づき、地域特性等を踏まえた適切な避難所の確保や機能継続のための施設及び備蓄体制の整備並びに住民自らが運営する自主運営避難所の整備を進め、防災体制の強化に取り組むとともに、新たな防災拠点の整備に向けた検討を進め、災害に強い、防災・減災対策の進んだ強靭なまちづくりを推進していきます。

(6) サービスステーション^{*}対策

[現況と問題点]

本市には、サービスステーション（以下「SS」という。）が46箇所（令和7年3月末時点）ありますが、そのほとんどが市の中心部に集中しており、一部過疎地域である坂本町及び泉町では、最寄りのSSまでの距離が片道15km以上ある集落も存在しています。また、坂本町では、令和2年7月豪雨の被害により事業を廃止したSSも存在しており、今後は地域内にSSが存在しない集落の増加が懸念されます。地域住民の生活環境の維持及び防災上の観点からも、早急な対策が求められています。

*サービスステーション・・・本計画では、主にガソリンスタンド等の燃料供給拠点のことをいう。

[その対策]

S Sは地域の燃料供給拠点として、最も身近なインフラ機能の一翼を担う存在であると同時に、雇用の場でもあり、生活環境への影響は大きいものと考えられます。地域の活力を失わせないために、生活インフラの不足と一体的な対応を考え、地域住民や石油業界及び国の協力を得ながら、地域の実情に応じた、S Sの維持・確保に向けた対策を取り組んでいく必要があります。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
5 生活環境の整備	(1)水道施設 [簡易水道]	中津道下鎌瀬地区簡易水道施設整備事業 原女木地区簡易水道施設整備事業 今泉地区簡易水道施設整備事業 合志野地区簡易水道施設整備事業 荒瀬地区簡易水道施設整備事業 瀬高地区簡易水道施設整備事業 中津道西鎌瀬地区簡易水道施設整備事業	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市
	(2)下水処理施設 [公共下水道]	鏡処理区公共下水道施設整備事業 八代北部流域下水道事業建設負担金事業	八代市 八代市
	[その他]	浄化槽設置整備事業 公共浄化槽等整備推進事業	八代市 八代市
	(5)消防施設	消防団施設設備整備事業 消防施設整備事業	八代市 八代市
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 [生活、防災・防 犯等]	S S過疎地対策事業 燃料供給拠点の維持に係る計画の策定を行い、過疎化や人手不足等に対応した燃料供給体制の確立を図るもの。	八代市
	(8)その他	S S過疎地対策事業 避難所等設備整備事業	八代市 八代市

(7) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保

[現況と問題点]

核家族化や就労形態の変化、地域社会の人間関係の希薄化など家庭や社会環境の変化に伴い、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない子育て支援サービスへの需要が高まっています。また、少子化の進展による遊び仲間や異年齢児との交流不足も懸念されており、次代を担う子どもの健やかな育ちへの支援策も必要となっています。

[その対策]

将来を支える子どもたちが、健やかにたくましく育つために、また安心して子どもを産み育てることができるよう、こども家庭センターを中心として、切れ目のない子育て支援や環境の整備を進め、相談体制を強化していきます。また、保護者の就労形態の多様化や地域のニーズに応じて、安心して仕事と子育てが両立できるように、多様な保育サービスや放課後児童対策の充実を図っていきます。

(2) 高齢者の保健・福祉の向上及び増進

[現況と問題点]

一部過疎地域内においては高齢化が著しく進展しており、令和2年の国勢調査では地域内の高齢者比率は41.1%となっています。同調査における市全体での高齢者比率は34.2%であることや、全国での高齢者比率が28.0%であることを見れば、一部過疎地域においては、全国に先駆けて超高齢化社会が到来していることが分かります。認知症高齢者の増加や75歳以上の後期高齢者人口の占める割合の高まり、一人暮らしの高齢者や介護を必要とする高齢者の増加にも対応しながら、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう、医療介護連携を図るとともに、地域包括ケアシステムの活用を図る必要があります。

[その対策]

誰もが住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、介護保険サービス等現行サービス水準の維持を図ります。また、高齢者の社会参加を支援するとともに、高齢者が健康に過ごすための生きがいと健康づくりなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な施策を推進します。さらに、一部過疎地域における医療の確保並びに、かかりつけ医と熊本県認知症疾患医療センターとの連携が保たれるよう、関係機関との連携に努めます。

加えて、緊急通報装置などを有効活用し、高齢者の不安解消や緊急時の早期発見、早期対応に活用していくとともに、地域包括ケアシステムを推進するため、二次医療圏域内の行政や医師会及び保健所等との連携などに取り組んでいきます。

(3) 障がい者の保健・福祉の向上及び増進

[現況と問題点]

身体障がい者手帳の所持者は年々減少していますが、療育手帳や精神障害者保健福祉

手帳の所持者は増加しています。障がい者に対する各種の支援や施策が行われているものの、本人はもちろん家族にかかる精神的・経済的負担の軽減といった課題は残されています。

障がい者の介護・支援にあたる家族等の負担を軽減するとともに、障がい者ができる限り住み慣れた家庭や地域で充実した生活ができるようにするために、必要なサービスの提供や施設のバリアフリー化など、ソフト、ハードの両面からの個々のニーズに合わせた切れ目のない支援が必要とされています。

[その対策]

公共施設や人が多く集まる施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者の地域生活と社会参加を積極的に推進するために、八代圏域全体で、障がい者支援施設等の計画的な整備や職業相談等の強化、雇用を促進するなど援護体制の充実に向けた取組を推進していきます。さらに、障がい者の自助・自立を促しながら、支援ボランティア等の育成に努め、障がい者にやさしいまちづくりを推進します。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健及 び福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施設 [保育所] (3)高齢者福祉施設 [その他] (8)過疎地域持続 的発展特別事業 [高齢者・障が い者福祉]	保育所等施設整備補助事業 泉地域福祉センター改修事業 柿迫生きがいセンター施設整備事業 五家荘デイサービスセンター管理運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる よう施設の適切な管理運営を行い、地域での 介護提供体制を確保する。 泉地域福祉センター管理運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる よう施設の適切な管理運営を行い、地域での 介護提供体制を確保する。	社会福祉法人 八代市 八代市 八代市 八代市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

8 医療の確保

(1) 医療の確保

[現況と問題点]

健康阻害の要因が複雑化し、増加する生活習慣病や新型コロナウイルス感染症等に対する住民の疾病予防及び感染対策が大きな問題となっています。

本市の医療施設は、熊本労災病院や熊本総合病院を中心として、人口密度の高い平野部に集中しています。一部過疎地域においては、無医地区もあり、さらに広範囲な地域のため、医療機関から遠く、交通の便も悪いことから、十分な医療を受けにくい状況にあります。特に、高齢者等の交通弱者にとっては大きな不便と負担を感じており、緊急時においての不安要素の一因ともなっています。

医療においては、生活習慣病の若年化傾向や慢性疾患患者の増加と疾病の重症化により一人当たりの医療費は増加傾向にあり、加えて急速な高齢化の進展による虚弱・認知症患者等の増加から介護保険の需要増加に繋がっています。また、複雑な社会情勢により心の病を訴える人も多くなっています。

このような医療環境と高齢化の進展に伴い、医療と保健の連携による予防医療の知識の普及・啓発や救急医療体制の推進を図っていく必要があります。

[その対策]

一部過疎地域においては、患者の搬送体制を確保し、定住自立圏内外における関係機関との協議・協力の下、短時間での搬送ルートの確保と救急医療体制の充実に努めます。また、八代市・郡医師会及び複数の地域中核病院との連携や、県及び熊本県地域医療支援機構との協議により、地域内の診療所における医師の確保にも努めるとともに、遠隔医療導入に向けた検討も進め、住民が安心して暮らせるよう医療体制の充実を図ります。

さらに、医療と保健の連携を強化した健康づくりを推進し、正しい知識の普及と啓発及び相談体制の強化を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
7 医療の確保	(1)診療施設 [診療所] [患者輸送車]	診療所運営事業 診療所施設整備事業 患者輸送車の購入	八代市 八代市 八代市

(2) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

9 教育の振興

(1) 学校教育

[現況と問題点]

社会環境の変化や少子高齢化の進展により、児童・生徒数は減少傾向にあります。

就学前教育については、教育の基盤となるものであり、幼児期から子どもたちの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を育成することが大切です。

小・中学校においては、児童生徒の減少に伴い統廃合や複式指導を余儀なくされているところもあり、特に一部過疎地域においてはその傾向が強くなっているのが現状です。また、統廃合を行う場合は通学距離が遠距離になることがあるため、通学手段の確保や通学に係る保護者負担を軽減していく必要があります。

さらに、近年の教育活動の多様化や「支援教室」の増加に伴う教室内の整備や施設内のバリアフリー化などにも対応していく必要があります。加えて、施設整備などのハード面での整備と並行して、時間や距離を超越した高度情報化の到来に対応したＩＣＴ環境の充実が急がれており、市内各施設と連携した教育の場の提供が必要となっています。

[その対策]

子どもたちの個性や能力を伸ばし、豊かな人間性を身につける特色のある教育を推進します。

小・中学校では、安全・安心な通学環境と寄宿舎の確保に努めるとともに、老朽化した学校施設や学校給食施設の整備、多様化する教育活動や特別支援学級の増加への対応、施設内のバリアフリー化など、教育環境の質的向上に取り組みます。また、新学習指導要領の実施に伴い、一人一人の子どもたちに「生きる力」を育成することを目指し、地域に根ざした特色ある学校環境づくりを進めます。また、余裕教室については、児童生徒のための施設として利用するほか、地域と学校の連携強化のためのスペースへの転用を検討していきます。

さらに、国が進める「G I G Aスクール構想」で整備した一人一台のタブレットＰＣなどＩＣＴ環境の活用の充実を図り、子どもたちが豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成していきます。

(2) 社会教育

[現況と問題点]

超高齢化社会を迎えた今日、生活環境の変化や自由時間の増大などを背景に、生涯を通じて余暇を楽しみ、絶えず新たな知識や技術の修得を図って自己を高め、生きがいのある充実した生活を送りたいという生涯学習のニーズが高まっています。

そのような中で、生活の多様化により、住民の生活形態にあった学習機会の提供や学習内容の一層の充実を図っていく必要があります。

また、高齢化の進んだ一部過疎地域における生涯学習の機会を十分確保するには、活動の拠点となる社会教育施設等の整備の充実、指導者の確保・育成が求められています。

加えて、坂本町内には令和2年7月豪雨により被災した自治公民館が数多くあることから、被災地域の一日も早い創造的復興を推進するため、自治公民館再建に向けた支援も行っていく必要があります。

[その対策]

住民の積極的な学習意欲を高め、住民の主体的な学習を支援するために、学習ニーズを的確に把握し、各種民間団体と連携協力することにより、生涯学習を推進します。

また、社会教育主事などの専門職員の確保や指導者の育成を通して、各種団体やボランティア、非営利団体（NPO）の地域活動への積極的な参加を促進します。

さらに、生涯学習活動推進の地域拠点の整備充実と施設間のネットワーク化、及び被災した自治公民館の早期再建を図り、住民が「いつでも、どこでも」学ぶことのできる学習の機会が保障されるシステムづくりを進めます。

(3) スポーツ・レクリエーション

[現況と問題点]

最近では、生活水準の向上や余暇時間の増大と併せて、自然志向や健康志向が高まっており、健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動を趣味として実践する人が増加しています。

また、学校においては、児童にとって適切なスポーツ環境を確保するため、平成30年度末に小学校運動部活動が廃止され、地域が中心となって運営する社会体育へと移行されました。さらに、中学校においても少子化が進み部員数の減少等により、單一校での大会参加が成り立たず、すでに一部の種目では複数校による合同部活動が行われている現状があります。希望する子供たちがやりたいスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむことができる環境を確保していくためには、部活動を地域に展開していくことが急務です。

このようなことから、住民が日常生活においてスポーツ・レクリエーションを楽しむための環境整備を、個人的・地域的・職域的視点から進める必要があります。

[その対策]

住民がいつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう、施設の整備や効果的な共同利用などのネットワーク化を図り、特に老朽化が進む施設の早急な改築・改修等を進めます。

また、関係団体の組織強化や指導者の育成・確保に努め、住民が気軽に楽しみながら心身の健康づくりに取り組めるような各種教室や、行事の充実を図ります。特に、一部過疎地域においては、社会教育のための移動手段等に配慮しながら、児童生徒のスポーツ機会の確保を図ります。

さらに、中学校部活動の地域への展開等を通じて、子供や大人等の参加・交流を促進し、スポーツ・文化芸術活動を楽しむ人々の広がりや増加のほか、地域社会の維持・活性化を図ります。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 〔校舎、屋内運動場等〕 〔スクールバス・ポート〕 〔給食施設〕 〔その他〕 〔集会施設、体育館施設等 〔集会施設、体育施設等〕〕 〔図書館〕 〔(4)過疎地域持続的 発展特別事業 〔義務教育、生涯 学習・スポーツ等〕〕	鏡小学校音楽室冷暖房設備改修工事 鏡中学校教室冷暖房設備設置工事 スクールバス整備事業 学校給食施設整備事業 (仮称) 新北部学校給食センター施設整備事業 学校施設管理諸室空調設備更新 自治公民館整備費補助金事業 令和2年7月豪雨自治公民館再建支援事業 社会教育センター管理事業（屋根改修） 体育施設整備事業 図書館管理運営事業 スクールバス運行事業 遠距離等により通学困難な児童生徒を支援するため、スクールバスの運行を行い、安全安心な通学環境を確保する。	八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市 八代市

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

10 集落の整備

(1) 集落の整備

[現況と問題点]

一部過疎地域においては、人口減少や少子高齢化の進展により、コミュニティ機能の低下や移動のための交通手段の不足等が深刻化しており、集落の維持や生活関連サービスの維持・確保が大きな課題となっています。

こういった課題に対応するため、今後は集落の生活環境等の整備や状況の改善を行うとともに、安心して住み続けられる地域コミュニティを維持することが求められています。また、基礎集落単独での対応が難しい課題等については、複数集落のネットワーク化等の推進により集落同士の機能補完に向けた取組を支援するなど、地域住民の意向を踏まえながら適切な対応を行っていく必要があります。

[その対策]

集落支援事業や地域おこし協力隊制度等を活用し、地域外の人材を活用しながら、地域住民が主体となって地域課題解決に向けた取組を支援し、集落ネットワーク圏の形成など、広範囲に集落を支え合う新たなコミュニティ組織づくりに努めます。

また、買い物支援や生活交通の維持・確保、ICTを活用した新たな取組についても検討を進め、住民が住み慣れた地域に住み続けることができる仕組みづくりを展開します。

さらに、各地域の自然的・地理的条件を活かした体験型プログラムの開発や特產品の加工開発、販売促進、既存施設や空き家の有効活用などによる地域活性化を図るため、コミュニティビジネス等の支援を行うとともに、住民と行政の協働による活力ある地域づくりを推進します。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 〔集落整備〕	<p>集落支援事業（再掲） 地域住民と行政の協働を図るため、集落支援員を設置し、地域の維持と活性化に必要な施策を推進する。</p> <p>地域おこし協力隊事業（再掲） 地域力の向上を図るため、地域おこし協力隊員を任用し、地域協力活動への従事と当該地域への定住・定着を促す。</p> <p>買い物サービス等支援事業 地域団体等が、過疎地域の住民に生活必需品の宅配・販売を行う取組に対する支援を行い、生活利便性の向上と定住促進を図る。</p>	八代市 八代市 八代市

		<p>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</p> <p>基幹集落を中心とした「集落ネットワーク圏」を形成し、日常生活支援機能の確保と地域産業を振興するため、「地域運営組織等」が行う取組を支援する。</p>	八代市
--	--	---	-----

1.1 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等

[現況と問題点]

一部過疎地域では先人が営んできた生活や文化を今日に伝える歴史的・文化的財産や伝統芸能が大切に守られてきました。東陽町には、日本遺産に認定された「八代を創造（たがや）した石工たちの軌跡」のストーリーでも語られる石橋や棚田が数多く残されています。また、泉町の五家荘地区は、平家落人伝説で全国的にも知られており、古代踊りや神楽等の伝統芸能が伝承されています。このほかにも、数多くの歴史的遺産や郷土芸能が伝承され、指定文化財として保護されており、坂本町の木々子地区に伝承される七夕綱が、国の無形民俗文化財に選択されています。

しかしながら、文化財の中には消滅の危機に瀕しているものの調査や整備が進んでいないものもあります。

今後、これら先人の残した文化遺産を後世に継承し、整備・活用していくことが必要です。また、文化芸術活動においても、市内で催される公演や発表会等、様々な文化活動における参加者の減少などが見られ、文化活動への市民の参加意欲の低下が見られます。文化芸術活動への支援をはじめ、より質の高い文化芸術に触れる機会の充実や活動成果を発表する場の整備を図りながら、地域の文化創造に取り組んでいく必要があります。

[その対策]

地域における文化活動は、教育活動はもとより地域づくり活動などと互いに密接に連携しており、コミュニティ形成とともに生涯学習を進める重要な柱です。地域を住みよく魅力あるものにするためには、多様な文化活動を一層助長し、文化振興を図る必要があります。

のことから、今後は芸術・文化団体や、サークルの活動など、文化芸術活動への支援、質の高い文化事業の充実、地域のコミュニティセンターや各種地域文化振興施設等の整備・連携及び文化情報の発信を進めることで、市民の文化意識の高揚と資質の向上を図るとともに、令和3年7月に開館した八代市民俗伝統芸能伝承館（愛称：お祭りでんでん館）を活用した地域の魅力発信に努めます。

また、地域伝統の祭り・行事や民俗芸能の復活・継承のため、後継者育成や記録・保存、各種講座などの開催や、地域に応じた文化財の適正な保護等に努めていきます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施 設等 〔地域文化振興 施設〕	文化センター施設整備事業 振興センターいづみ施設整備事業 振興センター五家荘施設整備事業 振興センター坂本施設整備事業	八代市 八代市 八代市 八代市
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 〔地域文化振興〕	文化センター自主文化事業 鏡文化センターにて、市民に文化公演の鑑賞や ワークショップ等を実施し、文化意識の向上と 交流人口の拡大を図る。	八代市

（2）公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。



12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進

[現況と問題点]

地球規模での気候変動対策が強く求められる中、本県においては、令和元年12月に国に先駆けて「2050年までに県内CO₂排出実質ゼロを目指す」ことが宣言されました。

本市においても、太陽光発電をはじめ、木質バイオマス発電などの再生可能エネルギー設備の導入等、県の宣言に資する取組が以前に比べ定着・浸透している状況ですが、令和4年2月の「八代市ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けて、引き続き日常生活や経済活動に伴う温室効果ガス排出量を削減することが重要となっています。また、一部過疎地域においては県内でも有数の豊富な森林資源を有しており、山間部を中心に木質バイオマスが多く賦存していることから、これらの未利用資源を再生可能エネルギー源として有効活用していくことが課題となっています。

[その対策]

このような課題に対処するため、本市では「第2次八代市環境基本計画」及び「ゼロカーボンやつしろ推進計画」に基づき、市有施設や一般住宅への再生可能エネルギーの導入及び利用促進に対する支援等を行うとともに、間伐等の森林整備を進め、温暖化ガスの吸収源となる森林の健全化に努めています。また、今まで山林の中に放置されていた未利用材をエネルギー源として有効に活用することができるよう、林産物運搬のための林道や作業道等の整備、さらには木材の集荷基地である「木の駅」の活用に努め、木質バイオマス燃料の安定供給を図りながら、持続可能な地域社会の構築に取り組んでいます。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 [再生可能エネ ルギー利用] (3)その他	太陽光発電システム等設置費補助金事業 地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太 陽光発電システムや蓄電池等を設置する者に 対し補助金を交付し、再生可能エネルギーの 普及や利用を促進する。 木の駅プロジェクト（再掲）	八代市 八代市木の駅プロ ジェクト実行委員会

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 公用・公共施設の整備

[現況と問題点]

平成17年8月の市町村合併来、支所として、一部過疎地域に設置されている4施設の中には、築30年以上を経過しているものもあり、老朽化も進み、維持管理に係る経費も年々増加傾向にあることから、早急な対応が必要な状況となっております。

また、他の公共施設についても、効率的な維持管理とファシリティマネジメントの概念を導入した新たな管理手法を踏まえながら、老朽化等による行政サービスへの影響が考えられる際には、適切に対応を講じていく必要があります。

[その対策]

支所や他の公共施設について、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、複合化や機能移転等の検討・整備を進めるとともに、適切な維持管理等を行います。

【計画】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
12 その他地域 の持続的発展 に関し必要な 事項	(1)公用・公共施設 の整備	鏡支所施設整備事業 鏡コミュニティセンター施設整備事業 東陽コミュニティセンター施設整備事業	八代市 八代市 八代市

(2) 公共施設等総合管理計画等との整合

八代市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、本計画との整合を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住促進対策事業 人口減少を抑制するため、移住相談会を通じた情報発信等に取り組み、本市への移住定住を促進する。	八代市	定住者や関係人口等の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		特定地域づくり事業協同組合事業 人口の急減に対処するため、特定地域づくり事業協同組合の設立に向けた支援を行い、移住定住の促進と地域経済の活性化を図る。	八代市	定住者や関係人口の増、及び地域の担い手の確保等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		集落支援事業 地域住民と行政の協働を図るため、集落支援員を設置し、地域の維持と活性化に必要な施策を推進する。	八代市	集落支援活動を通して市民協働と地域の維持・活性化等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		地域おこし協力隊事業 地域力の向上を図るため、地域おこし協力隊員を任用し、地域協力活動への従事と当該地域への定住・定着を促す。	八代市	定住者や地域の担い手の確保、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
2 産業の振興	観光	坂本ふるさとまつり事業 特產品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特產品等の消費拡大を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		さかもと温泉センター管理運営事業 温泉や地域食材の提供等を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		ふる郷愛鏡祭事業 特產品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特產品等の消費拡大を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		東陽しようが祭事業 特產品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特產品等の消費拡大を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		東陽交流センター「せせらぎ」「菜摘館」管理運営事業 温泉や農林産物の販売等を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

		<p>平家いづみお茶まつり事業 特產品の展示・販売や郷土芸能の披露等を通して観光客を誘客し、地域の魅力発信と特產品等の消費拡大を図る。</p>	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		<p>ふれあいセンターいづみ及び農林產物流通加工施設管理運営事業 特產品の展示及び販売を通して、観光客の誘客及び地域住民の交流を促進し、地域経済の活性化を図る。</p>	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		<p>五家荘観光施設管理運営事業 観光施設の適切な管理を通して、観光客の誘客を促進し、観光振興を図る。</p>	八代市	交流人口や関係人口の増、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		<p>吊橋点検業務委託 観光資源の定期的なメンテナンスを実施し、安全性を確保するとともに、計画的な維持管理や更新を行うことを目的に実施する。</p>	八代市	観光施設の安全性を確保するとともに、交流人口の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
	その他	<p>中山間地域等直接支払交付金事業 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等に対する支援を行う。</p>	八代市	中山間地域の農用地の維持・管理及び担い手の確保にも繋がり、その効果は将来に及ぶものである。
3 地域における情報化	情報化	<p>デジタル化推進事業（デジタルデバイド対策） デジタル機器の使い方に関する講習会等の開催の取組を進め、ＩＣＴを利用できる人とそうでない人の間にもたらされる情報格差の解消を図る。</p>	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	<p>乗合タクシー運行事業補助 市民の交通手段を確保し、日常生活における利便性の向上を図るため、乗合タクシーを運行する事業者に対し経費の一部を補助する。</p>	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		<p>自家用有償旅客運送事業 地域住民の移動手段を確保するため、有償で運送を行う地域団体等に対し、経費の一部を補助する。</p>	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		<p>肥薩おれんじ鉄道運行支援等対策事業 安全で安定的な輸送継続、及び利用者の利便確保のため、鉄道施設の整備・維持や沿線地域における利用促進などを行うもの。</p>	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

	その他	坂本スマートＩＣ設置検討調査事業 高速道路への交通アクセスの確保と地域の強靭性確保のため、スマートＩＣ設置に向けた調査を実施するもの。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上と交流人口等の増が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
5 生活環境の整備	生活	S S 過疎地対策事業 燃料供給拠点の維持に係る計画の策定を行い、過疎化や人手不足等に対応した燃料共有体制の確立を図るもの。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上と生活環境の確保が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	高齢者・障がい者福祉	五家荘デイサービスセンター管理運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施設の適切な管理運営を行い、地域での介護提供体制を確保する。	八代市	介護提供体制を確保することにより高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるもので、その効果は将来に及ぶものである。
		泉地域福祉センター管理運営事業 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう施設の適切な管理運営を行い、地域での介護提供体制を確保する。	八代市	介護提供体制を確保することにより高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるもので、その効果は将来に及ぶものである。
8 教育の振興	義務教育	スクールバス運行事業 遠距離等により通学困難な児童生徒を支援するため、スクールバスの運行を行い、安全安心な通学環境を確保する。	八代市	児童生徒の安全・安全な通学環境の確保と利便性の向上を図るもので、その効果は将来に及ぶものである。
9 集落の整備	集落整備	集落支援事業（再掲） 地域住民と行政の協働を図るために、集落支援員を設置し、地域の維持と活性化に必要な施策を推進する。	八代市	集落支援活動を通して市民協働と地域の維持・活性化等が図られ、その効果は将来に及ぶものである。
		地域おこし協力隊事業（再掲） 地域力の向上を図るため、地域おこし協力隊員を任用し、地域協力活動への従事と当該地域への定住・定着を促す。	八代市	定住者や地域の担い手の確保、及び地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		買い物サービス等支援事業 地域団体等が、過疎地域の住民に生活必需品の宅配・販売を行う取組に対する支援を行い、生活利便性の向上と定住促進を図る。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。
		過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 基幹集落を中心とした「集落ネットワーク圏」を形成し、日常生活支援機能の確保と地域産業を振興するため、「地域運営組織等」が行う取組を支援する。	八代市	地域住民の日常生活における利便性の向上や地域振興等が見込まれ、その効果は将来に及ぶものである。

10 地域文化の振興等	地 域 文 化 振 興	文化センター自主文化事業 鏡文化センターにて、市民に文化公演の鑑賞やワークショップ等を実施し、文化意識の向上と交流人口の拡大を図る。	八代市	地域文化財等の保存・継承及びその振興に資するもので、その効果は将来に及ぶものである。
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再 生 可 能 エ ネ ル ギ 一 利 用	太陽光発電システム等設置費補助金事業 地球温暖化の防止に寄与するため、住宅用太陽光発電システムや蓄電池等を設置する者に対し補助金を交付し、再生可能エネルギーの普及や利用を促進する。	八代市	再生可能エネルギーの普及促進と有効活用を図ることにより、温室効果ガスの排出量の削減等が期待でき、その効果は将来に及ぶものである。